事　務　連　絡
令和８年 11 月６日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）の検出について
（情報提供）

今般、環境省より、秋田県由利本荘市で回収されたハシブトガラスの死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたので情報提供します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚接触した場合を除いて、通常はヒトに感染することがないと考えられています。野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和５年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等に基づき、住民への野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

（参考）

・　「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和５年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001166104.pdf

・　環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

・　「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１又はＨ７Ｎ９）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第１項及び第２項の規定による獣医師等による届出について」（令和４年 11 月 17 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001173120.pdf